



都道府県医師会 担当理事殿

会長	副会長	庶務理事	会計理事	
事務局長	課長	代理・係長	担当	受付
	中澤			岡林

日医発第 2076 号 (地域)

令和 6 年 3 月 1 日

公益社団法人日本医師会

常任理事 渡辺 弘司

(公印省略)

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の 実施状況等に関する調査について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル処理推進室より本会に対し、標題事務連絡が発出され、医療機関を対象としたPCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査協力依頼がありました。

ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) に汚染された電気機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下のPCB使用製品は、廃棄後は低濃度PCB廃棄物に該当し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法※1及び同法施行令※2に基づき、令和9年3月末までに処分委託することが義務づけられています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (令和4年5月31日閣議決定) において、低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多い※3といった課題を踏まえ、正確な全体像を把握することとされており、同計画を踏まえ、低濃度PCB廃棄物の期限内処理を確実に達成するため、PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等 (以下「PCB汚染電気機器等」という。) の所有または保管に係る調査の実施状況を確認し、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた方策を検討するため、環境省は本調査を実施することといたしました。

回答方法につきましては、下記のオンラインの回答フォームとなり、回答期限は【令和6年3月25日 (月)】とされております。

詳細は別添1、別添2をご参照ください。

○回答URL (QRコードからも回答フォームにアクセスが可能です (別添参照))

https://sanpainet.webcas.net/form/pub/pcbsurvey/wmf_pcbsurvey

なお、本調査に関する問い合わせは、以下までご連絡ください。

<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

担当者名：森川

電話番号：03-4355-0157 (平日9時30分~18時)

メールアドレス：wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp

つきましては、貴会におかれましても、本調査につきご了知いただくとともに貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等へのご協力方の依頼につきご高配を賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

※1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

※2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

第七条 法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

※3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和4年5月31日閣議決定）

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

（前略）低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。

公益社団法人日本医師会 御中

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル処理推進室

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の
実施状況等に関する調査について（依頼）

平素よりポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関して、ご協力いただき、感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）に汚染された電気機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下のPCB使用製品は、廃棄後は低濃度PCB廃棄物に該当し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）^{*1}及び同法施行令^{*2}に基づき、令和9年3月末までに処分委託することが義務づけられています。

環境省及び経済産業省は事業者等によるPCBに汚染された電気機器等の調査を促進するため、令和4年3月に「PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器の調査手順と低濃度PCB廃棄物の適正処理について（手引き）」を策定・公表し、関係省庁及び業界団体の協力を得て、事業者向けの説明会等を通じて周知してきました。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和4年5月31日閣議決定）において、低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多い^{*3}といった課題を踏まえ、正確な全体像を把握することとされており、同計画を踏まえ、低濃度PCB廃棄物の期限内処理を確実に達成するため、PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等（以下「PCB汚染電気機器等」という。）の所有または保管に係る調査の実施状況を確認し、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた方策を検討するため、本調査を実施することといたしました。

なるべく多くの回答をいただくことで、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた課題等の全体像が正確に把握できることから、本調査の趣旨を御理解いただき、以下に示すPCB汚染電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等の調査に協力いただきますようお願いいたします。

※1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

※2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

第七条 法第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

※3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和4年5月31日閣議決定）

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

（前略）低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品は、ポリ塩化ビフェニル汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないもの

が多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。

記

依頼：医療機関向け依頼一式の送付

医療機関を対象に、【別添3】医療機関向け依頼一式を可能な限り早い時期に送付いただきますようお願いいたします。

調査概要については、【別添1】調査概要をご参照ください。医療機関にご依頼いただく調査の回答期限は【令和6年3月25日（月）】としています。

本調査に関してご不明点がございましたら、【別添2】「調査に関する質問と回答（業界団体向け）」をご参照ください。

本調査に関する問い合わせは、以下までご連絡ください。

<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

担当者名：森川

電話番号：03-4355-0157（平日9時30分～18時）

メールアドレス：wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp

以上

添付資料

別添1：調査概要

別添2：調査に関する質問と回答（日本医師会向け）

別添3：医療機関向け依頼一式

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：谷口

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 日

医療機関 各位

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル処理推進室

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の
実施状況等に関する調査への回答について（依頼）

平素よりポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関して、ご協力いただき、感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）に汚染された電気機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下のPCB使用製品は、廃棄後は低濃度PCB廃棄物に該当し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）及び同法施行令^{*1}に基づき、令和9年3月末までに処分委託することが義務づけられています。

環境省及び経済産業省は事業者等によるPCBに汚染された電気機器等の調査を促進するため、令和4年3月に「PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器の調査手順と低濃度PCB廃棄物の適正処理について（手引き）」を策定・公表し、関係省庁及び業界団体の協力を得て、事業者向けの説明会等を通じて周知してきました。低濃度PCB廃棄物の期限内処理を確実に達成するため、PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有または保管に係る調査の実施状況を確認し、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた方策を検討するため、本調査を実施することといたしました。

各医療機関の皆様におかれましては、【別添1】調査概要を参照の上、【令和6年（2024年）3月25日（月）】までに以下のURLからご回答をお願いいたします。令和6年2月末時点での調査状況等をご回答ください。

【回答URL】 https://sanpainet.webcas.net/form/pub/pcbsurvey/wmf_pcbsurvey

なお、いただいた回答は業種毎に集計し、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた方策の検討に用い、本調査の目的以外には使用いたしません。ただし、自治体から依頼があった場合は、集計結果等を提供する場合があります。

また、回答方法等に関する説明に関して、以下の通り過去のオンライン説明会の動画を掲載しておりますので、こちらからご確認をお願いいたします。

【URL】 https://1192msms-my.sharepoint.com/:v:/g/personal/tanaka-n_sanpainet_or_jp/EbhBzf0VySx0sp8IaTMMtPwBSt3RHS6FctMoVytLURM9cw

本調査の回答にあたりご不明点がございましたら、【別添2】「調査に関する質問と回答（医療機関向け）」をご参照ください。

本調査に関する問い合わせは、下記にご連絡ください。

<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の
所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

担当者名：森川

電話番号：03-4355-0157（平日9時30分～18時）

メールアドレス：wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp

添付資料

別添1：調査概要

別添2：調査に関する質問と回答（医療機関向け）

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：谷口

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env. go. jp

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル処理推進室

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の 実施状況等に関する調査（調査概要）

1. 調査目的

低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき、令和9年3月末までに処理することが義務づけられています。低濃度PCB廃棄物の期限内の確実な処理の実施を目指し、PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等（以下「PCB汚染電気機器等」という。）の所有または保管に係る調査の実施状況を確認するため、PCB汚染電気機器等の所有または保管に係る調査の実施状況や調査によるPCB汚染電気機器等の処理状況等を把握するために調査を実施します。

2. 調査対象

PCB汚染電気機器等を所有または保管する可能性がある、平成6年以前に開設され、現在も存続している医療機関を対象に、以下のような変圧器やコンデンサーなどのPCB汚染電気機器等の所有または保管の調査の実施状況等を調査します。

【調査対象となる機器】

PCB汚染の可能性がある電気機器には、高圧受電設備に設置された変圧器や電力用コンデンサーの他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、制御盤、モーターなどに付属または内蔵された低圧コンデンサーがあります。

機器の出荷時点において、変圧器等のように封入された絶縁油の採取が可能な機器では平成5年以前のものに、またコンデンサーのように絶縁油の採取ができない封じ切り機器では平成2年以前のものにPCB汚染の可能性があるとしてされており、これらが調査対象となります。



変圧器



コンデンサー



小型コンデンサー

3. 回答方法

令和6年2月末時点で医療機関におけるPCB汚染電気機器等の所有または保管の調査の実施状況や調査によるPCB汚染電気機器等の処理状況等について、【別紙1】調査フローに沿って回答をお願い致します。

なお、Web上の回答項目は医療機関を含めた各業界の事業者向けに案内を行っているものとなります。ご回答の際には、お手数ですが「事業者」を「医療機関」、「事業所」を「病

院、診療所（倉庫や研究所など、病院や診療所で管理する関連施設を含む）と読み替えていただきますようお願いいたします。

回答は、下記のオンラインの回答フォームを活用します。

○回答URL

https://sanpainet.webcas.net/form/pub/pcbsurvey/wmf_pcbsurvey

回答項目は【別紙2】に記載されているので、ご参照ください。

また、以下のQRコードからも回答フォームにアクセスが可能です。スマートフォン等からアクセスいただく際は、こちらから回答をお願いします。

【QRコード】



なお、PCB汚染電気機器等の調査方法については、下記リンクから「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>

また、低濃度PCBの発見事例や掘り起こしに向けた取組事例については「低濃度PCB廃棄物発見事例／掘り起こしに向けた民間・自治体の取組事例」を参照ください。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/examples.html>

4. 回答期限

令和5年度中に回答結果の取りまとめを行うため、【令和6年(2024年)3月25日(月)】までに回答をお願いいたします。

なお、回答方法等に関する説明に関して、以下の通り過去のオンライン説明会の動画を掲載しておりますので、こちらからご確認をお願いいたします。

【URL】https://1192msms-my.sharepoint.com/:v/g/personal/tanaka-n_sanpainet_or_jp/EbhBzf0VySx0sp8IaTMMtPwBS3RHS6FctMoVytLUrM9cw

5. 問い合わせ先

本調査の実施にあたり不明な点がございましたら、【別添2】調査に関する質問と回答（医療機関向け）をご参照ください。

本調査に関する問い合わせは、お手数ですが以下までご連絡ください。

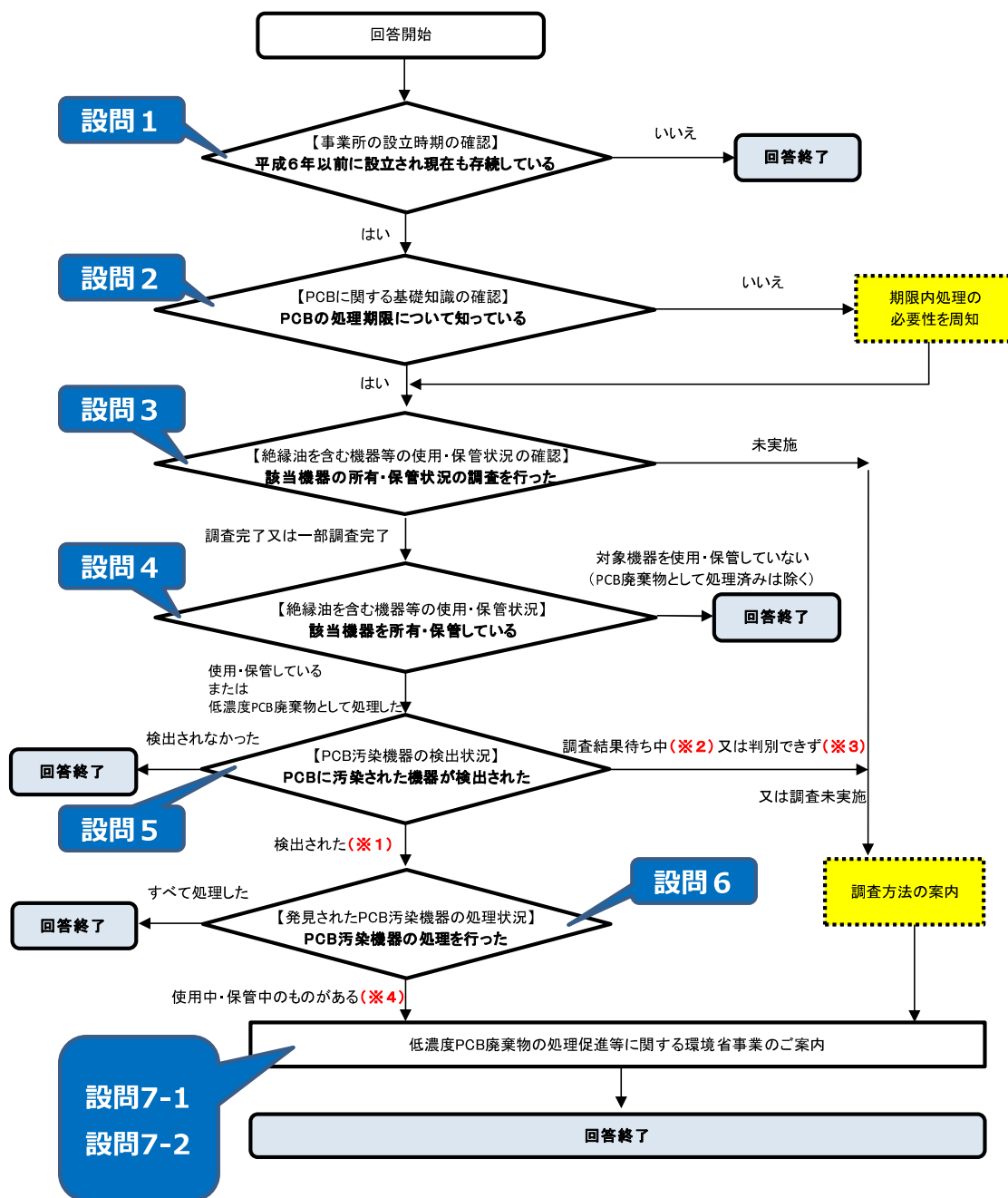
<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

メールアドレス：wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査 調査フロー



- ※1: 低濃度PCB廃棄物と判明した電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。
- ※2: 濃度分析中の電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。
- ※3: 封じ切り等のため濃度分析が実施できない電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。
- ※4: 使用中または保管中の電気機器の数を種類(自家用電気工作物、非自家用電気工作物)毎にご回答ください。

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の
実施状況等に関する調査 回答項目

【1. 回答対象事業者の基礎情報について】

設問1. 本調査は低濃度PCBが保管されている可能性のある事業者を対象として、平成6年度以前から事業所が設立していて、現在も存続している事業所を対象とした調査としています。事業所の現在の状況をご回答ください。

- A. 平成6年以前から事業所があり、現在も存続している。
- B. 平成6年以前から事業所は存続しているが、平成6年以降に建替や設備の総入れ替えを行い、撤去した古い電気機器をすべて廃棄した。
- C. 平成6年以降に設立した事業所である。

※ A. の場合：次の設問へ、B.C. の場合：回答終了

【2. 処分期間について】

設問2. PCBに汚染されている機器には法律で処分期間内（低濃度PCB廃棄物について令和9年3月末）の処理が義務づけられていることを知っていますか。

- A. 知っている。
- B. 知らない。

※ A.B. ともに次の設問へ

【3. 絶縁油を含む電気機器等の所有または保管に係る調査状況について（調査率）】

設問3. PCBは古い電気機器等の絶縁油に含まれていることがあります。古い電気機器等を使用または保管していないか調査を行いましたか。

- A. 調査を行い、完了した。
- B. 調査を行い、一部は完了した（一部完了していない場所等がある）。
- C. 調査を行っていない。

※ A.B. の場合：次の設問へ、C. の場合：【7. PCBの処理に関する環境省の支援等について】へ

※ 古い電気機器等を保管していない事が明らかな場合は、A. と回答ください。

【調査対象となる機器】

PCB汚染の可能性がある電気機器には、高圧受電設備に設置された変圧器や電力用コンデンサーの他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、制御盤、モーターなどに付属または内蔵された低圧コンデンサーがあります。

機器の出荷時点において、変圧器等のように封入された絶縁油の採取が可能な機器では平成5年以前のものに、またコンデンサーのように絶縁油の採取ができない封じ切り機器では平成2年以前のものにPCB汚染の可能性がある」とされており、これらが調査対象となります。

令和9年3月末までに低濃度PCB廃棄物の適正処理を行うため、調査を行っていない場合、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を参照の上、調査を行ってください。

<https://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>

【4. 絶縁油を含む古い電気機器等の保有状況について】

設問4. 設問3. で調査を行った結果、対象となる電気機器等を使用または保管していますか。

- A. 使用または保管している。
(低濃度PCB廃棄物として処理した場合は、Aを選択ください。)
 - B. 使用も保管もしていない。
- ※ A. の場合：次の設問へ、B. の場合：調査終了

【5. PCB汚染有無の調査結果について（分析実施率）】

設問5-1. 調査の結果、PCB汚染がある、またはPCB汚染の可能性のある機器（PCB汚染電気機器等）が発見されましたか。

- A. 発見された。
- B. 発見されなかった。
- C. 調査中。
- D. 封じ切り等の理由で分析ができないため、PCB汚染の有無は判別できていない。
- E. 分析または製造年の確認は行っていない。

※ A. の場合：設問5-2を回答した上で【6. PCB汚染電気機器等の処理状況について（処理率）】へ、B. の場合：調査終了、C.D. の場合：設問5-2を回答した上で【7. PCBの処理に関する環境省の支援等について】へ、E. の場合、【7. PCBの処理に関する環境省の支援等について】へ

設問5-2. PCB汚染電気機器等が発見された場合、調査中の場合、封じ切り機器等のためPCB汚染有無の判別ができていない場合のそれぞれについて、機器の台数をご記入ください。

<発見された電気機器数>

自家用電気工作物：○台
非自家用電気工作物：○台

<調査中の電気機器数>

自家用電気工作物：○台
非自家用電気工作物：○台

<封じ切り機器等のためPCB汚染有無の判別ができていない電気機器数>

自家用電気工作物：○台
非自家用電気工作物：○台

※電気事業法では、平成28年経済産業省告示第237号（以下、告示）で定められた12種類の電気工作物のいずれかに該当するものであって使用されている絶縁油に含まれるPCBが0.5ppmを超えるものを言います。

【12種類の電気工作物】①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断機、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OFケーブル

※絶縁油入りの電気機器には電気事業法の電気工作物に該当しないX線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200～600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサー

や、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に使われるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。これらを「非自家用電気工作物」と称しています。

【6. PCB汚染電気機器等の処理状況について（処理率）】

設問6-1. 調査・分析の結果、低濃度PCB廃棄物と判明した電気機器等は廃棄後に処理を行いましたか。

- A. すべて完了した。
- B. 使用中または保管中の機器がある。

※ A.の場合：調査終了、B.の場合：設問6-2を回答した上で【7. PCBの処理に関する環境省の支援等について】へ

設問6-2. 6-1でBと回答した場合、使用または保管している電気機器等の台数をご記入ください。

自家用電気工作物：○台

非自家用電気工作物：○台

【7. PCBの処理に関する環境省の支援等について】

設問7-1. 産業廃棄物処理事業振興財団がPCB廃棄物の現地調査の支援を行っていることを知っていますか。

- A. 知っている。
- B. 知らない。

※ いずれの場合も次の設問へ

設問7-2. 令和5年度に環境省が低濃度PCBに汚染された疑いのある使用中の変圧器の濃度分析や交換に対する補助事業を行ったことを知っていますか。

- A. 知っている。
- B. 知らない。

※ 調査終了

以上

調査に関する質問と回答（医療機関向け）

（質問項目について）

Q1. 事業所の定義する範囲を教えてください。

A1. 平成6年以前に開設され、現在も存続している病院、診療所（病院や診療所で管理している倉庫やその他の施設を含む）を対象としています。

Q2. 高濃度 PCB が見つかった場合、どのように回答すれば良いか。

A2. 高濃度 PCB のみが発見された場合は、「発見されなかった」とご回答ください。

Q3. 病院、診療所において倉庫や設備等の関連施設を管理している。これらも回答対象になるか。

A3. 当該倉庫や設備を管理している病院、診療所の一部として回答をお願いします。

Q4. 既に他の業界団体から回答依頼が届いており、回答を行っている。再度回答の必要はあるか。

A4 重複して送付があり、申し訳ございません。一度ご回答いただいた場合は、回答は不要です。

Q5. 平成6年以前に開設した病院、診療所で設備を更新し古い電気機器は既に廃棄済みだが、回答は必要か。

A5 古い電気機器を廃棄済みでしたら、回答は不要です。ただし、倉庫等に残っていないか、念のためご確認いただきますようお願いいたします。

Q6. 設問にある「PCB 使用自家用電気工作物」とは何か。

A6. 電気事業法では、平成28年経済産業省告示第237号（以下、告示）で定められた12種類の電気工作物のいずれかに該当するものであって使用されている絶縁油に含まれるPCBが0.5mg/kgを超えるものを言います。

【12種類の電気工作物】①変圧器、②電力用コンデンサー、③計器用変成器、④リアクトル、⑤放電コイル、⑥電圧調整器、⑦整流器、⑧開閉器、⑨遮断機、⑩中性点抵抗器、⑪避雷器、⑫OF ケーブル

Q7. 設問にある「非自家用電気工作物」とは何か。

A7. 絶縁油入りの電気機器には電気事業法の電気工作物に該当しないX線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200～600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサーや、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に用いられるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。これらを「非自家用電気工作物」と称しています。

(回答方法及び回答内容の確認、修正について)

Q8. アンケートに接続しようと思ったら、エラーが出た。どうすればよいか。

A8. WEBブラウザ (Microsoft Edge や Google Chrome など) をいったん閉じて、再度起動・アクセスしてください。また、お使いのPC・スマートフォンを再起動するか、別の手段で再度URLにアクセスしてください。いずれの方法でも回答フォームを開くことができない場合は、事務局にご連絡ください。

Q9. 提出済の自らの回答内容を確認したいが、どうすればよいか。

A9. 事務局に御連絡ください。

Q10. 提出済の自らの回答内容を修正したいが、どうすればよいか。

A10. 事務局に御連絡ください。

Q11. 担当者情報 (電話番号、メールアドレス) を変更したい。

A11. 事務局に御連絡ください。

Q12. 同じ医療機関の回答を複数送信してしまったため、不要な回答を削除したいが、どうすればよいか。

A12. 事務局に御連絡ください。

Q13. 他の人がどういった回答をしたのか知りたいが、確認は可能か。

A13. いただいた結果は公表いたしません。

(回答期限について)

Q14. 調査内容をわかる人がいないため、期限内に確認・回答することが難しい。

A14. 急なお願いで申し訳ありません。低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向け、現状を把握するための調査になります。ご不明点を説明いたしますので、事務局にご連絡ください。

Q15. 回答期限に間に合わない場合はどうすればよいか。

A15. ご協力ありがとうございます。急なお願いで申し訳ありませんが、事務局にご連絡ください。

(その他)

Q16. 調査の実施主体は環境省でよいか。公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の位置づけはどういったものか。

A16. 本調査の実施主体は環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル処理推進室です。公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、環境省の本事業の請負事業者であり、事務局を担当しています。

上記以外のご質問がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 PCB に汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

担当者名：森川

電話番号：03-4355-0157（平日9時30分～18時）

メールアドレス：wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp